



KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016年度】税法科目免除 VOL.10

河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイドス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にして下さい！



研究計画書と修士論文

税法免除という目的の達成のためには、入学後修士論文を書き上げなければいけません。今回は、皆さんが入学のために作成している研究計画書と入学後に作成する修士論文の違いについて少しお話ししてみようと思います。

● 研究計画書のテーマは修士論文のテーマになるのか？

研究計画書は、大学院に入学後、修士論文の作成についての計画書です。そのため、修士論文のテーマとして判例を選択して研究計画書を作成するようにしていただいています。しかし、判例自体は、実際の修士論文のテーマの選択にはならないと考えなければいけません。よく、「修士論文と研究計画書のテーマは変えてもいいんですか？」という質問をいただくことがあり、それについては、「変えても結構です。」とお答えしていますが、実際に皆さんの多くの方が行った研究計画書の準備は、判例に対しての批評文である「判例評釈」の作成です。これは特定の判例に対する批評をする場合にのみ利用可能な特殊な論文の形式です。

修士論文の研究テーマである「問題意識」（例えば、女性の社会進出における税法上障害が存在している問題を解決できないだろうか）の研究と判例評釈の素材としての「判例」（例えば、妻税理士事件）の研究は手段が大きく異なります。つまり、問題意識が裁判のなかで争点として議論されていることがあるということであって、裁判自体は多くの場合問題意識にはならないということです。これらの違いが分からないまま進んでしまっ、修士論文が書けなくなる方がたまにいらっしゃいます。

判例評釈は論文作成のトレーニングとして有効なものですが、判例評釈自体を修士論文の中で行うことはできませんし、修士論文自体にはならないということにご注意ください。

● 修士論文のテーマ


では、修士論文のテーマはどのように選んだらよいのでしょうか。そのためには、優れた論文を読むことが早道になると思います。研究計画書を作成するときに読んだ判例評釈ではなく、問題意識に基づいて検討されて優れた論文です。皆さんが、手に取りやすいものとして論文集があります。例えば金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、初版第2刷、2008）は、金子先生のお声掛け



で、著名な先生方の論文を集めたものです。機会があれば、入学後に手に取って論文のテーマについて考えてみてください。

書誌情報と文献表示

法律の参考文献の表示方法について何度かご紹介しています（詳しくは、「法律文献等の出典の表示方法」（平成26年）をネットで検索の上、ご覧ください。）が、そこに含まれている情報は「書誌情報」と呼ばれます。通常は、書籍の後ろにある「奥付（おくづけ）」部分に記載されています。参考文献の表示方法の基本となります。適切に拾えるようにしましょう。


奥付

租税法理論の形成と解明 上巻
Formation and Clarification of Tax Law Theories, Vol. 1

2010年11月13日 初版第1刷発行

著 者	金 子 宏
発 行 者	江 草 貞 治
発 行 所	精 有 斐 閣

郵便番号 101-0051
 東京都千代田区神田神保町2-17
 電話 (03) 3264-1314 (編集)
 (03) 3265-6811 (営業)
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

制作・株式会社有斐閣学術センター
 印刷・株式会社精興社／製本・牧製本印刷株式会社
 © 2010, Hiroshi Kaneko. Printed in Japan
 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はケースに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13082-1



書誌情報

著者名 : 金子宏
 書名 : 租税法理論の形成と解明 上巻
 版表示 : 初版第1刷
 出版者 : 有斐閣
 出版年 : 2010年11月13日
 ISBN : 978-4-641-13082-1



文献表示

金子宏『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣，初版第1刷，2010）

注：初版の場合は版番号をまた、刷番号は内容の変更がないため、いずれも省略しても結構です。

また、法律の文献表示の統一の流れは、国や学術分野ごとにそれぞれ標準化を図る流れと目的を一にするもので、データベース上で文献を検索するための「記号」といえます。筆者、書籍名など全体で一つの意味をなしていますので、同じ筆者の文献が複数になっても筆者ごとにまとめることの無いように、また、構成要素間にはスペースを入れないようにするのが望ましい表示方法といえます。

× 望ましくない使い方

スペースは入れない。

参考文献

占部裕典○○「判批」○税理○52巻5号86頁(2008) 筆者名を省略しない。

..... 『租税法の解釈と立法政策Ⅰ』 129頁(信山社出版、2002)

..... ◀「租税回避に対する新たなアプローチの分析」 税法学 546号48頁(2001)

○ 望ましい

使い方

租税

参考文献

占部裕典「判批」税理52巻5号86頁(2008)

占部裕典『租税法の解釈と立法政策Ⅰ』129頁(信山社出版、2002)

占部裕典「租税回避に対する新たなアプローチの分析」税法学546号48頁(2001)

法律主義批判



1215年マグナカルタ認証付き写本

租税法律主義は、マグナ・カルタを起源とし日本国憲法にも規定される租税法の大原則です。特に、多くの場合は、納税者を守る手段にもなるので、税理士を目指す皆さんとしては、あまり疑問を持たずに租税法律主義を無条件で受け入れている印象を持ちます。でも、水戸黄門の印籠のように有効なものなのでしょうか。

“Trust but Verify.” 信じているからこそ、しっかり検証して、お互いの信頼感を高めるという意味の、確かロシアの格言だっただと思います。アメリカのレーガン大統領がゴルバチョフ大統領に核兵器削減の合意の際に語った言葉です（つまり、本来は英語で

はありません。）。「租税法律主義批判」とは大げさですが、今回は、敢えて、租税法の根幹ともいえる部分にすら疑問の目を向けるということにチャレンジしてみたいと思います。

租税法律主義のモデルとなったと考えられている罪刑法定主義を背景とする刑法や民法の世界では規定が細かく整備されていないこともあり、「先ず第一に知らねばならないことは、法令はすべて解釈を予定して書かれていることである」（末広巖太郎『法学とはなにか―特に入門者のために』（1951））ともいわれているところではあります。

租税法の分野で、租税法律主義を原理主義的に導入した場合には、問題も生ずるように思われます。例えば、一般否認規定と個別否認規定の議論については、一般否認規定の採用には、大きな批判があり、通説でも個別否認規定が必要であるとされています。

しかし、明文の規定を個別にかつ複雑に整備することによって、悪質な租税回避などが明確に否認される一方、本来、否認されるような悪質な意図はないのに、規定の文理によりその規定にかかり、課税されるなどの不利益が避けられないという不思議な状況も起こります。そのようなとき、他の法分野の多くはむしろ文理のみでは解釈できない、あるいは文理解釈ではおかしな結果になるようなところの検討を通じてその解釈理論を発展させてきたということもいえるように思われます。

そうすると、租税法律主義をより過度に推し進めることは、立法上の負担を増すばかりでなく、租税法分野にかかわる人たちの成長を妨げることになるのではないかという懸念が起こります。「租税法律主義だから」という決め台詞が水戸黄門の印籠のような安易な選択でなく、十分な妥当性を持っていることを確認しながら慎重に使うことが皆様の法律家としての成長に必ず寄与することになると思います。

終わりに

今年は酷暑と聞いていましたが、梅雨に入り意外と過ごしやすい日が続いています。サマーカットですっきりした愛犬は、子犬のように公園を駆け回っていますが、勢い余って、足をぐねらせたのか、びっこを引き出しました。彼も、もう10歳。充分なおじさんであることに彼はまだ気づいていないようです。悲しい現実、良く分かります。

税理士の受験前で、相談の時間にも、余裕があるようですので、機会があれば、是非、お越しく下さい。